

令和5年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和5年12月21日 午後 1：30

○閉 会 午後 4：15

○出席議員（17名）

1番 菅 原 理恵子	2番 鈴 木 壮 二	3番 藤 原 仁 美
4番 戸 田 俊 樹	5番 佐 藤 義 久	6番 澤 井 昭二郎
7番 堀 井 克 見	8番 藤 原 典 男	10番 鈴 木 司
11番 菅 原 秀 雄	12番 石 井 和 人	13番 西 村 武
14番 鑑 仁 志	15番 菅 原 龍太郎	16番 伊 勢 潤
17番 佐 藤 敏 雄	18番 小 林 悟	

○欠席議員（1名）

9番 中 川 光 博

○説明のための出席者

市 長 鈴 木 雄 大	副 市 長 鎌 田 雅 人
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 千 葉 秀 樹
市民生活部長 菅 生 司	福祉保健部長兼福祉事務所長 櫻 庭 仁
産業振興部長 小 野 貴 宏	建 設 部 長 畠 山 修
教 育 部 長 佐々木 涉	総 務 課 長 古 仲 淳
企画政策課長 安 田 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 強
市 民 課 長 内 田 倫 雄	農林水産振興課長 伊 藤 充
都市建設課長 菅 原 撰	教育総務課長 斉 藤 栄 子

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 宮 崎 久 春	議会事務局次長 澁 谷 睦 子
----------------	-----------------

令和5年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和5年12月21日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会の報告
- 日程第 2 報告第64号 潟上市公共施設等総合管理基金条例（案）について
- 日程第 3 議案第65号 潟上市まち・ひと・しごと創生基金条例（案）について
- 日程第 4 議案第66号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第67号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第68号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第69号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第70号 潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第71号 潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第72号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第73号 潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第74号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第75号 潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第76号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第77号 ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第78号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について

- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 潟上市都市公園等 7 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 潟上市体育施設 6 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 潟上市多目的交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 8 3 号 令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号 令和 5 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 令和 5 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 8 6 号 令和 5 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 8 7 号 令和 5 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 8 8 号 令和 5 年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 6 陳情第 1 3 号 陳情書 令和 5 年 7 月 1 5 日～1 6 日にかけての大雨について（お願い）
- 日程第 2 7 陳情第 1 4 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 8 陳情第 1 5 号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 2 9 陳情第 1 6 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 日程第 3 0 陳情第 1 7 号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げることを求める意見書提出の陳情書
- 日程第 3 1 陳情第 1 8 号 あきたこまち R についての陳情書
- 日程第 3 2 議案第 8 9 号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 3 3 議案第 9 0 号 令和 5 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 0 号）（案）に
ついて

午後 1時30分 開会

○議長（小林 悟） 傍聴席の皆様、ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

9番中川光博議員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 審議に先立ちまして、追加提案いたしました条例（案）及び一般会計補正予算（案）の概要について申し上げます。

初めに、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

これは健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等により、所要の改正を行うものであり、国民健康保険税のうち産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するものであります。

また、一般会計補正予算（案）につきましては、物価高騰の影響を受けている農業者や福祉施設への支援を行うため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業のほか、国の補正予算成立に伴う国土強靱化に係る公共事業等に関する予算及び先週土曜日から日曜日にかけての強風で被災した市図書館の復旧工事費を提出しております。

詳細につきましては、この後、担当部長が説明しますので、ご審議のほど宜しくお願い申し上げます。

【日程第1、議会運営委員会の報告】

○議長（小林 悟） 日程第1、議会運営委員会の報告を行います。7番堀井議会運営委員長。

○7番（堀井克見） 皆さん、こんにちは。私から、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会の報告。

議会運営委員会は、12月20日、昨日でありますけれども、追加提出議案、議事日程（案）を議題として、委員、副議長、当局からは説明員として副市長及び総務部長の出席の下に開催をいたしました。

本日の21日付で議案第89号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について及び議案第90号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についての2件が追加提出されました。

議会運営委員会では、当局の提案理由の説明を受けた結果、陳情第18号までの採決後に日程第32、日程第33として本日の会議で取り扱うこととしましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（小林 悟） これで議会運営委員会の報告を終わります。

【日程第2、議案第64号 潟上市公共施設等総合管理基金条例（案）について から
日程第31、陳情第18号 あきたこまちRについての陳情書】

○議長（小林 悟） 次に、日程第2、議案第64号、潟上市公共施設等総合管理基金条例（案）についてから日程第31、陳情第18号、あきたこまちRについての陳情書までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。

令和5年度各会計補正予算（案）については、特別委員長の報告の後、討論、採決を行います。

報告の順は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

【総務文教常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番 鑑総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鑑 仁志） それでは、私の方から総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

令和5年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年12月13日（1日間）

2. 出席委員 藤原仁美、堀井克見、鈴木 司、菅原秀雄、菅原龍太郎、鑑 仁志

3. 説明当局には、副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長。

4. 書記には、教育部教育総務課 柏崎圭佑さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第64号、潟上市公共施設等総合管理基金条例（案）について。

本条例は、公共施設等総合管理計画を推進し、財政負担の平準化を図るため、公共施設等の整備、長寿命化、維持補修、統廃合及び除却に要する経費に充てるため、基金を設置する必要があることから条例を制定するものです。

委員からは、過疎債と基金との関係について質問があり、当局からは、過疎対策事業債についても解体事業に充てることができますが、昭和・飯田川地区に限られているため、今回新たにこの基金を設置することで、天王地区も含めて地域バランスを考慮していくことができるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号、潟上市まち・ひと・しごと創生基金条例（案）について。

本条例は、地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する法人からの寄附を適切に管理し、当該事業に要する経費を財源に充てるため、基金を設置する必要があることから、条例を制定するものです。

委員からは、企業版ふるさと納税の仕組みや金額について質問があり、当局からは、企業版ふるさと納税寄附金は昨年から受け入れており、令和4年度の寄附金額は1億20万円、うち9,910万円が県サッカー協会に対する補助事業でブラウブリッツ秋田のサッカーグラウンド整備費に充てています。残りは「潟上への定着と新しい人の流れづくり事業」に100万円、「産業振興による仕事づくり」に10万円を充当しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）に

ついて。

本条例は、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般職の職員の給与改定に鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般職の職員の給与改定に鑑み、会計年度任用職員の給料表を改定する等のため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、消防団員の処遇の改善を図るために必要な措置として、消防団員に支給する年額報酬及び出動報酬を改定するとともに、分団組織の一部改編に伴い消防団員の定員を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、年額報酬が上がることによる退職金への影響や、条例定数に満たない現状について質問があり、当局からは、退職金については勤続年数と階級によって決められており、報酬改定による影響はなく、分団の再編等も進めつつ団員確保を推進していきたいと答えがありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号、潟上市体育施設6施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和3年4月1日から指定している潟上市体育施設2施設の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、一般社団法人潟上市体育協会より指定管理者指定申請書が提出され、指定管理者選定委員会での選定の結果、引き続き「潟上市天王総合体育館」「潟上市天王中央庭球場」2施設のほか、新たに「潟上市昭和体育館」「潟上市飯田川体育館」「潟上市飯田川ふれあいスポーツ会館」「潟上市天王B&G海洋センター体育館」の4施設、合計6施設を指定管理者として指定するものです。

委員からは、公募の範囲、指定管理料等について質問があり、当局からは、公募については市内限定、指定管理料は議決後に協議するため、公募段階では示していないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号、潟上市多目的交流施設の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市多目的交流施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、指定管理については地域からの要望があったのかとの質問があり、当局からは、地域の代表者から指定管理をしたいという申し出があったため、協議を行ったものですとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（小林 悟） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第64号、潟上市公共施設等総合管理基金条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、潟上市まち・ひと・しごと創生基金条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第65号は委員長の報告とおり可決されました。

次に、議案第66号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。1番菅原理恵子議員。

○1番(菅原理恵子) 委員長、お疲れさまでございます。

賛成多数でってということでありましたけれども、反対意見としてどのような意見がございましたでしょうか。

○議長(小林 悟) 14番鏡総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(鏡 仁志) 物価高騰のために市民が非常に苦しんでおると、そういうことで議員報酬を上げてもいいのかと、こういう質疑が出ました結果、採決した結果、賛成が多数ということでありました。

○議長(小林 悟) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。反対討論からお願いします。3番藤原仁美議員。

○3番(藤原仁美) お疲れさまでございます。

議案第66号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)について、反対の立場から発言させていただきます。

本案について、今、多くの市民はなかなか賃金が上がらない状況下で物価高騰がとどまるところを知らず、生活に大きな打撃を受けているのが現状です。そんな中で議員の報酬が上がるというのは、市民から反発があると考えられないでしょうか。

また、以前から議員の活動については、「見えない」「何をしているのかわからない」といった声があるのも事実です。まずは政務活動費を検討するなど、市民に理解してもらえるような方法を考えるべきではないでしょうか。

議員のなり手が少ない中、報酬をアップすることで興味を持ってもらえる材料になると喜ばしい提案ではありますが、この時期ではないと考え、原案に反対させていただきます。

令和5年12月21日 藤原仁美

○議長（小林 悟） 次に、賛成討論を求めます。賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、潟上市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、潟上市体育施設6施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、潟上市多目的交流施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

【社会厚生常任委員長の報告】

○議長(小林 悟) 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。8番藤原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(藤原典男) 令和5年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年12月13日(1日間)

2. 出席委員 戸田俊樹、石井和人、西村 武、佐藤敏雄、伊勢 潤、藤原典男
3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長
4. 書 記 福祉保健部健康長寿課 前島職員。
5. 審査の経過と結果について

議案第74号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、本市が独自に行う個人番号の利用事務において、個人番号を利用するほかの事務との間で庁内連携を行う際に利用することができる特定個人情報を追加するため、条例の関係部分を改正するもので、福祉医療費の支給に関する事務において、個人番号の独自利用により情報連携できる特定個人情報を追加するものです。

委員からは、福祉医療費の対象について質問があり、当局からは、乳幼児及び小・中学生、高校生など、ひとり親家庭の児童、高齢身体障がい者、重度心身障がい（児）者が対象で、受給者数は5,348人です。マイナンバーカードにひも付けされた際に確認する手段を確保するため、条例を改正するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和3年4月1日から指定している潟上市防災・健康拠点施設（トレイクかたがみ）の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、社会医療法人正和会より指定管理者指定申請書が提出され、指定管理者選定委員会での選定の結果、引き続き指定管理者として指定をするものです。

委員からは、営業が黒字になった場合の指定管理料について質問があり、当局からは、令和6年度以降5か年の指定管理料は利用料収入見込額の50パーセント程度を削減するなど、承認を受けた後に協議したいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第14号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、安全・安心の医療・介護の実現、国民が安心して暮らせる社会実現のため、国及び関係行政庁に対し意見書の提出を求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第15号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、ケア労働者の賃上げ、診療報酬と介護報酬の引き上げの実施、また全ての医療機関や介護施設に行きわたる物価高騰支援策を拡充するため、国及び関係行政庁に対し意見書の提出を求めるものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第16号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情。

本陳情は、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直しを国及び関係行政庁に対し意見書の提出を求めるものです。

委員からは、個人情報を知られたくないという方、介護施設での入所者のマイナンバーカード管理の難しさや、医療機関窓口でのマイナンバーカードを読み取れなかったりした場合の対応もあるので、現在の紙の保険証を望む人々の要望を受け入れた対応も必要という意見がありました。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第17号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書。

本陳情は、秋田県として助成を拡大し、市町村に対し支援することを求めるものです。

委員からは、子育て支援のための国・県からの支援は必要との意見がありました。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（小林 悟） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第74号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案における委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、潟上市防災・健康拠点施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第14号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、陳情第14号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第15号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳

情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、陳情第15号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第16号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。1番菅原理恵子議員。

○1番(菅原理恵子) 委員長、お疲れさまでございます。

委員から、現在の紙の保険証を望む人々の要望を受け入れた対応も必要という意見がありましたけれども、これ、政府として国民健康保険証に代わる証明書を発行するというような動きもございます。そういう意見等ございましたでしょうか。

○議長(小林 悟) 8番藤原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(藤原典男) そのような意見はございました。ただし、その発行について、また意見とか手間がかかるので、現在の保険証が望ましいのではないかという意見もありました。意見としてはありました。

以上です。

○議長(小林 悟) 1番菅原理恵子議員。

○1番(菅原理恵子) 意見としてあったということで、認識はしているという形に捉えてよろしいものですね。

○議長(小林 悟) 8番藤原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(藤原典男) 認識というのはどういう意味でしょうか。委員としては、その発言した方は、こういうものもあるんだよという認識の下で発言していますし、それについてはほかの委員の方も、それについては違うよという話はなかったので、認識はしていると思います。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 委員長、ご苦労様です。

今の同僚議員の質問と同じ場所なんですけど、委員からは個人情報を知られたくないという方云々ということ、いろいろ質問があったように書いてありますけれども、その回答というか答弁をここに記載されてないんですが、行政側からどういう答弁があったか、答弁の内容を教えてくださいませんか。

○議長（小林 悟） 8番藤原社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（藤原典男） これは陳情の議論ですので、当局を入れて議論はしておりませんが、ただし、この報告の以外でもお話としまして、介護施設では個人個人のマイナンバーカードを管理しなければいけないんですけれども、一人一人については暗証番号があるわけです。それで、マイナンバーカードと暗証番号を管理するのは非常に難しいな、これ何とかしてもらいたいという意見がお二人の方からありました。お二人の方というのは誰かはわかると思うんですけれども、そういうことでございます。マイナンバーカードの管理、それから暗証番号、これについて管理が難しいというお話がありました。

以上です。

○議長（小林 悟） 11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 丁寧な説明ありがとうございました。本当はこれじゃなかったですよ。ごめんなさい。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

○11番（菅原秀雄） はい。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、陳情第16号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第17号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第17号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第17号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

【産業建設常任委員長の報告】

○議長（小林 悟） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） それでは、令和5年第4回定例会、産業建設常任委員会の審査報告を行います。

令和5年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年12月13日（1日間）

2. 出席委員 佐藤義久、澤井昭二郎、中川光博、小林 悟、菅原理恵子、鈴木壮二の6名です。

3. 説明当局は、産業振興部長、建設部長、各関係課長。

4. 書 記 建設部上下水道課 櫻庭 仁さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

付託された議案について現地視察を行っております。

議案第79号、潟上市都市公園等7施設の指定管理者の指定について、元木山陸上競技場を視察しております。

議案第71号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、水道設備の更新に要する費用を確保し、事業経営を持続させるため、水道の料金体系を改定する必要があることから、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、住民説明会やパブリックコメントについて質問があり、当局からは、市民の関心は高いと思われたが、住民説明会の参加者は3名、パブリックコメントは1名、電話の問い合わせは1件との回答がありました。

また、今回の改定の算定期間について質問があり、当局からは、令和6年度から10年度までの事業費を賄えるような料金収入で設定しており、令和6年度では追分地区の管の更新工事を予定しているとの回答がありました。

本案は、賛成多数により可決すべきものと決しました。

議案第72号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、使用状況に応じた使用料負担の適正化を図るため、下水道の使用料体系を改定する必要があることから、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、使用状況に応じた使用料負担の適正化を図るため、戸別合併処理浄化槽の使用料体系を改定する必要があることから、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、合併処理浄化槽の契約件数と使用料の算定方法について質問があり、当局からは、件数は82件で算定方法は下水道使用料と同じとの回答がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和3年4月1日から指定している鞍掛沼公園3施設の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、指定管理者選定委員会での選定の結果、NNK共同体（ノリット・ジャポン株式会社、ノースコマース株式会社、株式会社恋する鹿角カンパニー）代表会社ノリット・ジャポン株式会社を、「潟上市天王ふれあい交流センター」「潟上市鞍掛沼公園展望塔」「潟上市農山漁村活性化施設」3施設の指定管理者として指定するものです。

委員からは、今後どのようなプロセスを経て指定管理料が決定されるのかとの質問があり、当局からは、議会の議決をいただいた上で指定管理者が決定され、指定管理料の

精査及び協議が行われた後、令和6年度当初予算に予算を計上する流れになるとの回答がありました。

また、NNK共同体の実績について質問があり、当局からは、共同体として2件の指定管理をしているほか、個別の企業としては飲食や様々な事業を展開しており、指定管理者として十分業務を遂行できるものと指定管理者選定委員会で判断したとの回答がありました。

本案は、賛成少数で否決すべきものと決しました。

議案第77号、ブルームッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和3年4月1日から指定しているブルームッセあきた関連4施設の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、昭和総合開発株式会社より指定管理者指定申請書が提出され、指定管理者選定委員会の選定により、引き続き「潟上市昭和地域農業総合管理施設」「潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場」「潟上市昭和高齢者ふれあい館」「潟上市観賞温室及び花の広場」の指定管理者として指定するものです。

委員からは、公募内容について質問があり、当局からは、県内に事業所を置く事業者を対象にしましたが、1者のみの応募ですとの回答がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について。

本案は、令和3年4月1日から指定している天王漁業集落運動広場の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、江川自治会より指定管理者指定申請書が提出され、指定管理者選定委員会での選定の結果、引き続き指定管理者として指定するものです。

委員からは、自治会を指定管理者に指定することについて質問があり、当局からは、単独指名に対し指定管理者指定申請書を提出しているため、自治会として実行力はあると判断しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号、潟上市都市公園等7施設の指定管理者の指定について。

本案は、令和元年4月1日から指定している潟上市都市公園等6施設の指定管理期間が令和6年3月31日で終了することから、むつみ造園土木株式会社潟上本店より指定管理者指定申請書が提出され、指定管理者選定委員会での選定の結果、引き続き「鞍掛沼公園（展望塔を除く。）」「追分地区公園」「元木山公園（グラウンドゴルフ場を除

く。)」「飯田川南公園」「天王多目的健康広場」「飯田川二荒山グラウンドゴルフ場」6施設のほか、新たに「大久保駅前広場」の1施設、合計7施設を指定管理者として指定するものです。

委員からは、大久保駅前広場の追加理由と他の駅について質問があり、当局からは、大久保駅前広場のみ設置条例で指定管理による管理が規定されているため追加しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第13号、陳情書令和5年7月15日～16日にかけての大雨について（お願い）。

本陳情は、馬踏川堤防の嵩上げ、道路冠水・床下浸水のメカニズムを調査し、側溝の新設等、必要な対策を県及び市に要望するものです。

本陳情は、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第18号、あきたこまちRについての陳情書。

本陳情は、令和7年からあきたこまちRへ全量転換することに対し、延期する意見書の提出を求めるものです。

委員からは、生産団体が県に要請をしている状況であり、農業団体の意向をくんで不採択とすべきとの意見がありました。

本陳情は、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。10分間、2時半まで。

午後 2時19分 休憩

午後 2時30分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、委員長からの報告のありました議案第71号、潟上市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） この水道料金の改定、値上げ、この説明は受けておりました、委員会に付託されたわけですが、更新に要する費用を確保すると、未来永劫その更新をするために値上げをして、事前対策として値上げをして対応していくと。これは少し、いささか考えざるを得ないと思うわけです。現状、どうしても値上げをしなければ独立採算

ができないということであれば、当然当局として体制をきちっととって、いろいろ考慮しながら、検討しながら、研究しながら進めるべきだと思うけれども、この辺を委員会ではどういう質疑をされて、当局からどのような答弁があったか、その辺の記載がありません。賛成多数ということですから、当然反対の委員がおったということですから、この中でその反対の理由については一切記載されておりません。委員長報告がありません。そのところをきちっとしなければ、疑義が生じると思いますので、委員長の再度のご回答、考え方、審議状況をご報告いただきます。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） その値上げそのものに対する質問というかそういうものはないんですが、全県的に値上げする動きがある中で、物価高の折、無理に値上げをしてお金をためなくてもよいのではないかという質問がそれに当たるのかなと思うんですけども、水道の更新工事は令和6年度から予定していることで、来年度の収入の翌年度の資金となる形になりますので、決してお金をためるものではなく、翌年度の工事資金とするための値上げをするものですという回答をいただいております。

それと、反対意見のところですが、反対意見としては、財源確保というのは理解するが、漏水や盗水の調査不十分により、料金改定を時期をずらして、延期した方がよいのではないかという理由でした。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 物価高騰、値上げ、それに追随するような考えで今後の更新費用をためるという表現そのものが、いささかいかかなものかと思うわけで、当然、現在、天王浄水場の新規工事が今年度中に完成し、来年度から供用開始されるわけで、それに約17億円ももう注ぎ込んでおるわけですから、当然その辺の論点を踏まえた上で、さらには一般家庭の13ミリで月22立方くらいが平均使用量なわけですから、そこに焦点を当ててどのような対応をとるかということが肝心かなめのところと思うわけで、大口ユーザー、これらの口径に対する値上げ幅はずっと低いわけですから、これもいささかいかかなものかというところの話し合いはあったかどうかもご報告お願いします。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 今質問ありましたとおり、1つ目の質問に関しては、議論ございませんでした。

2つ目の大口ユーザーに関する、これに関しても、ほかの委員からも質問等ございませんので、議論はございません。

以上です。

○4番（戸田俊樹） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 当局からの以前の説明の中では、基金が5億円あるということを伺っておりますけれども、この基金を幾らか取り崩して値上げを抑えるとか抑えたとかいう議論は、質問とかはなかったでしょうか。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） そういった議論はございませんでした。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、潟上市戸別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立全員です。したがって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。14番 鑑 仁志議員。

○14番(鑑 仁志) 3ページですけども、一番最後に、本案は賛成少数で否決すべきものと決しましたが、これ何対何なのか、ちょっとそこら辺を説明していただきたいと思います。何対何と書いてないので、賛成少数だから、ちょっと何対何だか教えていただきたい。

○議長(小林 悟) 2番 鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(鈴木 壮二) 3対2です。

○議長(小林 悟) よろしいですか。

○14番(鑑 仁志) はい。

○議長(小林 悟) ほかに質疑ございませんか。8番 藤原典男議員。

○8番(藤原 典男) このNNK共同体がこれからやっていって、いっぱい儲けがあった場合の指定管理料との関係については、こうした方がいいという議論はありましたか。

○議長(小林 悟) 2番 鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） その件には、まだ全然まだ入っていてもいませんし、まだ指定管理も全然決まっていない状態なので、議論はありませんでした。

○議長（小林 悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 例えば、トレイクかたがみでは、儲けた場合に儲けの半分を指定管理料から引くという話も当局では考えていて、そういう報告もありましたけれども、このことについてはあれですか、儲けと、それから指定管理料についての考え方というのは当局では全然なかったですか。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 暫時休憩いいですか。すいません。

○議長（小林 悟） 暫時休憩します。

午後 2時40分 休憩

.....
午後 2時41分 再開

○議長（小林 悟） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 当初予算に向けてこれから策定するという回答はいただいております。

以上です。

○議長（小林 悟） よろしいですか。

○8番（藤原典男） はい。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 委員長、この指定管理者制度のこのものについて賛否を取ったら否決されたわけですけども、新しい情報というか、今現在、出荷組合がありまして、くららの方には私も組合員ですので出荷しておりますけども、この指定管理者が決定されると当然人事権並びに営業権並びにいろんな権利がこの指定管理者に発生するわけですけども、今までは委託販売のようで15パーセントの手数料を支払いして生産者は地産地消のために、地域の食育を守る、または農業の活性化のために頑張っているわけですけども、今度は買い取りだと。買い取り制度にするからという話が出ておるとい話もありまして、組合員はどういうふうに考えているか。それならば、とても立ち行かないと。今まで頑張ってきたのが何もなくなるという話もあって、その辺についての話し合

いは当局に対して委員からの質問や当局の説明があったかどうかご報告願います。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 今の質問に関しては、ほかの議員含め、質問しておりませんので、議論しておりませんということです。

以上です。

○議長（小林 悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 委員会のそのような話し合いが直接農家の方々や組合員から話も聞かないまま、こういう審議を慎重に審議をし、本会議に報告し、賛否は反対であったというだけでは、なかなか理解に苦しみます。その辺、非常に私としても判断困るんですけども、結局はこれ、指定管理料が今後、来年度の6月の当初予算で決まるといった場合に、どういうふうになるのか、先がさっぱりわからないというところがございますので、その辺についての管理料は未だにこれからの話し合いということですか。以上、ちょっとご報告願います。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 戸田議員がおっしゃったとおりです。当初予算で予算を策定していくと、まだそれこそ指定管理者のこともまだ決まっていない状態なので。

以上です。

○議長（小林 悟） 戸田俊樹議員、いいですか。

○4番（戸田俊樹） 終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） この議案については、市政協議会のときから再三再四私も申し上げてきました。今回、所管の委員会に付託されたということで、相当深堀して、ウイングを広げて質疑されて、そして委員会審議の結果、出るだろうと当然期待しております。その過程の中で、市長も本会議の質疑というよりも所管委員会の方に付託されるわけですから、所管委員会の方でしっかりと審査をしてもらいたいということまでわざわざ言ってくれました。その結果、結論としては、当局提案の原案は否決された。地方議会、所管常任委員会でもって審議されて、そこで否決されるということは、議会の意思として大変重いことでもありますから、そのことをまず私どもは、あれっと、大変なことだなということを今感じています。

賛成少数ということですがけれども、賛成の方、反対の方、当然3・2でおったという

ことですが、それぞれどういう考えがあったのか、どういう意見述べられたのか、まずそれを一点答えてください。

それから、本会議の中で、私も付託する前に常任委員長にお願いしておりました。指定管理制度というものの基本的精神というのは何なのか。言うまでもなく安価、いわゆる税金の出動はなるべく抑えて、そして民間のノウハウを活用していただいて、そして友好的に物事、効率的にやってもらって、市民サービスの向上、地域の諸々の雇用とか活性化につなげていく、これが指定管理制度の一番のもどっこであります。それらを今回、NNKという会社が、提案書はあったでしょうけれども、一方においてはプレゼンの内容等々、協議の内容等の議事録の公開をお願いしたけれども、これもけんもほろろにできないと。よくわからないけれども、企業側のお許しいただかなきゃならないと。全くわかりませんよ。ふたすどころはふたし、そして、ただ言うことは、選定委員会の過程だけが、部長五、六人と、あと民間二、三人でもって、点数10点ちょっとで差があったので、今までの何十年という指定管理してきた会社が落選したと。これよりわからないんですよ。して、今議論ありましたとおり、結果的にここにも報告書いてますよ。議会の議決を経てから指定管理者と、いってみれば税金の出動を協議すると、こういうことでしょう。ここらはやっぱりパックとして上がってこなきゃ駄目なことなんで、委員会として、市政協議会なり、付託前の本会議なりではお願いもしてありますし、私ども、この神聖な場所で発言してありますから、当然所管委員会としてそういうことは細に入り微に入り審査されたいと、その結果の3対2と私は思っていますけれども、今申し上げたことも含めて賛成、それから反対の人の意見、そしてそういうきちっとしたプロセスの質疑、当然やられたと思いますけれども、その内容等についてしっかりと答弁をいただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） 賛成、反対、否決されたわけですがけれども、反対討論をされた方は1名で、その反対討論された方の心というか、自分の根底には、地元企業優先という考えがあると。評点の採点基準が60点だが、天王グリーンランド株式会社はクリアしている。今一度考え直してもらいたいという観点からという反対の討論でございました。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壯二） 2つ目の質問ですが、当局の方からは、現在、指定管理料を基本とし、新たな指定管理者と協議を経て精査し、当初予算を計上することになりますとの回答がありました。

プロセスとしては、議会の議決をいただいた上で指定管理者の決定、管理料の精査、予算計上の流れとなりますと。

以上でございます。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 私が委員長に質問して、自分の意とするところの回答はなかなかいただけないというのが印象であります。

さっきも同僚議員の質問もありましたけれども、やっぱりトレイクあたりは今まで何年間も指定管理もやってきてる。このグリーンランドも指定管理者がいてやってきた。そうすれば、年間の指定管理料というのは、当然もう大体ほぼ、毎年そんなに上下なくきてるわけですよ。安定飛行というか、そしてこのコロナ禍でありながら、3年間の中で、赤字も四、五千万あったけども、それも全部赤字を解消して、いよいよ黒字に転ずると。こういう中で、やっぱり地元の業者を変えると。全く縁もゆかりもない方に。提案書があったとかつつたって、提案書というのはあくまでも希望的なことを書いてるだけの話であって、提案書と実績というのは異なるものだと、私はそう考えています。一方のトレイクは、きちっと委託料、利益等含めて、使用料等含めて、相殺なり按分をすると。そして公金出動をなるべく抑えていくということを、一方においてはやっている。一方においては、全く新しく来る方と、まさに一番の、何ぼの指定管理料を払うか、今までのものを含め、それも一切やらないで、まさに議会の議決を経なければ前に進まないということを当局も言ってるわけですから、ここらやっぱりどれぐらいの利益上がるのか、あるいは、当局がどれぐらいのやっぱり指定管理を委託したときにどういう形で関わりを持って、今までの目的は削がれないようにやっていくのか、そういうことをやっぱり一つ一つきちっと、前提条件として議決を担う我々にやっぱりお示しいただかないと、良いとか悪いとかって安直にできる問題じゃないですよ。これやっぱり何十年のスパンでもって積み上げてきた地元の最大のメッセージを内外に出す大事な場所ですから、ここらやっぱり委員長、本当にこういう質疑しなかったんですか。あれだけ事前にお問い合わせしておったのに。もう一度答えてくださいよ。

○議長（小林 悟） 2番鈴木産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（鈴木壮二） ほかの委員からも質問がなかったので、議論してございません。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は先に、原案に対する反対討論を行ってもらってから、次に原案に対する賛成討論という形になります。討論はありませんか。反対討論ですね。11番菅原秀雄議員。

○11番（菅原秀雄） 皆さん、お疲れさまです。

議席番号11番菅原秀雄です。私は、議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について、反対の立場から討論をいたします。

討論に先立ち、あらかじめ議員の皆様、当局出席の皆様へ申し上げます。

私は、天王グリーンランドは、潟上市の、潟上市民の大事な財産である、この思いから討論は少々長くなると思いますけれども、このことをあらかじめご了承の上、しばしの時間を頂戴したいと思います。

それでは、反対の内容、6点ほどにまとめて申し上げます。

まず第1点目、このたびの議案は、議会で審査するに足る資料が提出されておられません。複数の議員から選定委員会の議事録、申請のあった2者からのプレゼンテーションの資料を当局に求めましたが、当局からは、審査結果表、点数とそれに基づく簡単な選定理由のみしか提出されませんでした。その裏付けとなるものが全く示されておられません。当局への議案質疑においては、小出しにし、クルーズ船の旅行手配をしている旅行会社と親しくしている、温泉運営のノウハウは別の大手事業者の支援を受けるといった具合に、聞けばようやく重い口を開く程度で、選定委員会の点数に大きく反映したかと思われるプレゼンテーションで話されたであろう重要な内容が全く示されておられません。点数化したものと簡単な理由だけでは、審査は全くできないものであります。

ただし、この部分ですけれども、後日、12月5日の本議会初日に議員各位の机上に追加資料が置いてありました。これは報告としておきます。

さらに、提案に当たり、選定委員会の結果が最重要というより最優先されているように思われます。選定委員会の結果は重いものであり、十分に尊重されなければならない

という考えも理解はできますが、行政当局としてプレゼンテーションをうのみにせず、その結果を基に更なる精査、検証を加える必要があるのではないのでしょうか。クルーズ船から誘客できるという会社はどのようなものなのか、温泉のノウハウを持つという事業者とは何者なのか、どんな実績があるのか、さらに、一番重要なのは、提案に実現性があるか否かであります。絵に描いたもちにならないか、選定委員会とは違った、ある意味行政の厳しい視点で審査、検証を行わなければならないはずであります。その上で市として最終判断を下し、議会に提案する、選定委員会の点数が最優先ではなく、実現性が高いと判断でき、市の財政負担も抑えられ、市民の福祉向上につながるのであれば、そちらを選択する、これがごく自然であると私は考えます。常識で考えましょうよ。

数々のプレゼンテーションの場を経験してきた民間事業者と、地元の三セク会社、プレゼンの能力では勝負になりません。当局から示された数少ない資料から判断できるのは、夢を語り提案する事業者、片や現実と市の状況をしっかりと捉え提案する業者、この2者からの選択結果を踏まえて、結果的に議案提出者の市長は、“夢”を選択し、“夢”に天王グリーンランドの運命を委ねたのであります。しかしながら、行政運営における「夢」は実現可能な裏付けがなければならないものであり、行政にとって“夢”で終わることは決して許されないことでもあります。

ある同僚議員から市長に対し、夢にかける決意を問うため、もし提案どおりいかなかったときは、市長はその責任をどのようにとられるのか、身の処し方へと進退を問うような厳しい質問がありました。市長からは肅々と管理、指導していくとの答弁でした。そのやり取りを聞き、市長が行政運営における「夢」をどのように考えているのか、3万2,000人の市民の安全と安心を守るべき市長としてのこの姿勢に大きな不安感を抱かざるを得ませんでした。

また、夢とあわせ実績も勘案した結果であるとのことでもあります。果たして実績とは何でしょうか。ただ指定管理を行っている事業者である、これは実績とは到底言い難いものであり、指定管理を受けて具体的にどんなことを行ったのか、その成果が重要であり、例えば来場者を何人増やした、物産の売上げを幾ら増やした、その結果、自治体の歳入は増え、自治体は活性化し、住民の所得が向上した。最終的に指定管理料も抑えられた。これらについては行政当局で調査した上で議会へ提案すべきものと私は考えます。

今申し上げたことのプロセスを経て、客観的かつ詳細な資料が議会に提示されなけれ

ば、とても審査はできないものであり、議決も不可能であります。仮に議決により可決したとしても、議会の調査権の範囲内で、議会としては特別委員会等を設置して選定された事業者について実績等の調査をし、場合によっては現地視察も必要となるのではないかと考えます。それほど今回の議案は資料不足であります。これが第1点目であります。

第2点目、この議案は市民不在の提案であると私は考えます。

市長は行政運営において常々、自身の公約「3つの力」を全面に持ち出されております。このたびの提案は、市長の公約、稼げる力の実現のため、市外の業者に門戸を開いた。民間の活力を生かすことが市民の利益向上につながっていく。県内の他自治体も門戸を開放しており、もはや時代の流れである。当たり前のことだと言わんばかりの説明でありました。果たして市民は市外資本の民間事業者が黒船の如く現れ、商業施設のように天王グリーンランドの3施設を管理運営していくことを、本当に望んでいるのでしょうか。

そもそも天王グリーンランドは市民の憩いの場、くらは市民の健康増進施設として整備され、あわせて観光拠点として市の内外に潟上市を発信していく、市の広告塔としての要素はあったものの、商業施設としての要素はなかったはずであります。稼ぐための施設ではなかったと承知しております。それゆえに三セクを設置したのであり、大幅な黒字ではないまでも、現在も市の財政を決定的に圧迫するような状態には至っていないものと捉えております。

また、このたびの提案に対し、決定権を持つ選定委員会のメンバー構成にも、私はいささか疑問を感じております。市の部長級職員、市長が指名した委員で構成されておりますが、果たしてこの構成が市民の声を反映した結果に結びついているのでしょうか。天王グリーンランドの公園を利用している子育て世代からの視点、くららに入浴してリフレッシュしている高齢者の視点、観光協会からの視点、農林水産物生産者からの視点など、多くの市民からの視点が入るように委員を選定し、その選定委員による結果を行政当局、場合によっては有識者の知見、識見を借りながら精査、検証し、その結果をもって議案として議会に提案する、そのような過程を経なければならない、それくらい重要な議案と私は認識しております。そうでなければ、天王グリーンランドが市民からどんどん離れていき、市民が望むものにはならない、私はそう考えております。

さらに、市政協議会も某新聞にでかでかと「天王グリーンランド（株）指定管理者か

ら落選」と報道されました。どのような意図で発した言葉なのか、実に心ない冷酷なものでありました。従業員は、この報道を見て、どれほどのショックを受けたでしょうか。コロナ禍で泣く泣く身を引いたかつての従業員さんたちは、市の対応をどう捉えたでしょうか。もはや市の決定事項として加速するため、誰かが議案可決に向けて情報操作を行ったのではないかと強く疑念を抱くものであります。

3点目であります。三セクである天王グリーンランド（株）へのこれまでの市の関与についてであります。

鴻上市は天王グリーンランドの筆頭株主であり、経営に関しては言うべきことをはっきりと言う立場にあると思います。これまで市は積極的にこの行為を行ってきたのでしょうか。全く責務を果たしてきていなかったのではないかと思います。そして、今、選定委員会で別の業者が選定されても、全くの他人事のように淡々と事務を取扱い、最終的にこのような議案の提案に至っております。これまでの総括でも丁寧な説明もなく、実に残念であります。市は、市長には全く責任はない、そう言わんばかりの姿勢に終始しているように私は感じております。

次に4点目になります。議案を提案する市長の姿勢であります。これは市長の議会へ向かう姿勢の問題でもあり、このたびの議案でもその傾向が如実に表れておりますので、あえて申し上げさせていただきます。

本会議での同僚議員の議案質疑に対しても、市政協議会で説明済み、切り口を変えて市長に直接質問しても、今までご説明したとおりで、これ以上でも以下でもない、委員会なりでご自由に審査くださいと、何とも形容し難い態度で本当に真剣に議論しようとしている姿とは思えません。真摯な対応とは決して言い難いものであります。市長のその答弁や対応に、今提案されている議案や議会の審査、質疑は、無意味ではないだろうかという強い疑念を抱かざるを得ないのであります。

5点目になります。議員、市長に求められる行政運営とは何かということであります。

簡潔に申し上げれば、どちらも市民の声を市政に反映すること、これに尽きると思います。議員、市長、共に立候補に当たっては公約を掲げます。これは自身の志を市民と向き合い姿勢を言葉にしたものであり、重要ではありますが、それを絶対化にはならないと考えます。公約を絶対的なものとして大上段に掲げるのではなく、市民の声を聞きながら市政運営、議員活動を進めることで公約の実現に近づく。公約ありきでは、順番が全く逆であり、その実現のために市政運営、議員活動に、もっぱら当たることは

自己満足であり、行政の私物化にもつながり、専制君主制にもつながる危険なものであると私は考えます。

我々18人の議員は、市長の公約を推し進めるのが仕事ではありません。双方が市民の代表として、市民の声を最大限実現するため、そのために議論するのが議会、議場であると考えます。

6点目、最後になります。提案姿勢、議案の内容、市長、議員の職責にまで討論が及んでしまいましたが、今いよいよこの段に至っては、もうイエスかノーの二択しかありません。これまで述べた数々の理由で、私は反対いたします。しかし、これは議案自体を、ましてや提案された事業者を否定するものではありません。このことについてははっきりと申し上げておきます。

市民のためのグリーンランドにするため、市民が真に望む方向に、当局と議会で知恵を絞り、議論しようではありませんか。そして、議論を尽くしたところで、民主主義の基本と言われる多数決の論理に基づく採決に臨みましょう。多数決の原理は、会議の場での単なる手続ですが、そこに至るまでの議論の内容、過程が問われることを決して忘れてはなりません。これを放棄する議会は、議会にあらず、議員にあらずと私は強く思います。

2人の前市長が掲げられておりました現場主義を旨とした市民目線、あるいはチーム潟上、私はこの言葉をふと思い浮かべております。そこには、全ての市民が主人公であることが示されておりました。この言葉を忘れてはなりません。今見るべきは、市長の顔色ではなく、聞くのは市長の声でもありません。市民の顔、そして市民の声であります。これを忘れずに、議決に臨みましょう。各議員の賢明なる判断に期待をいたします。

大変長い時間、拝借いたしました。これで私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林 悟） 次に、原案に賛成討論を求めます。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 8番藤原典男でございます。私は簡潔に述べたいと思います。

私は今定例会に提案されております議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について、当局提案はNNK共同体（ノリット・ジャポン株式会社、ノースコマース株式会社、株式会社恋する鹿角カンパニー）を審査の上、今後5年間、指定管理者として指名するという提案に対し、賛成の立場から討論をいたします。

ここまでの経過や今後の事業計画書などの資料について、私もいろいろ精査してきま

した。当局は、まず募集要項に基づき公募をしております。そして、申請書と今後の鞍掛沼3施設の事業計画書を提出していただき、審査しながら事業計画でわからない点について面談での質疑を行い、その後に各項目ごとに審査員から採点を行い、合計点で決定しております。資料不足と反対者の方は言われましたけれども、資料は十分と私は思います。

この当局の公募から始まり、審査の過程、決定の仕方は、誰が見ても公明正大であると思います。審査の仕方は資料にもありますように、その質疑の主な内容は、事業計画を基に、①令和4年度の来場者は47万人と聞いているが、今後の目標について、2つ目は、秋田港へのクルーズ船の団体客に対する取組について、3つ目は、施設内の貸し事務所スペース借り受け企業撤退後の利活用について、4つ目は、既存のスタッフの処遇についてでした。採点項目も採点も適正なものであるし、どの項目をとっても秋田県内で3事業を展開している会社の意気込みが伝わってきます。地域の資源を生かし、新たな魅力を生み出し、施設の適切な管理と活性化について期待できるものだという結論に至っておりますが、私もそう思います。これまでの長い間の天王グリーンランド株式会社のご苦勞に感謝しながら、NNK株式会社が現在の従業員の雇用について希望する方は全員雇用すると明言しておりますので、この点につきましては安心しております。今後の潟上市での活躍に期待できるものとして賛成討論といたします。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論を求めます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） なければ、賛成討論を求めます。13番西村 武議員。

○13番（西村 武） それでは、賛成討論をさせていただきます。

議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について、賛成の立場から申し上げます。

このたびの3施設指定管理者の指定は、初めての公募によるものであります。2者の応募があり、当局が私ども議会に資料をもって説明したとおり、審査項目1から5項目まで共通項目の回答を選定委員で審査したものであります。総合的評価の結果、新たなコンセプトを打ち出したNNK共同体が、今後の施設活性化に、より寄与できるものと認められ、高く評価されております。

NNK共同体の所在地は秋田市であることから、市民からや従業員からも不安視する声が少なからずありました。地産地消の点から、今後も本市で収穫となった農産物や魚

介類、また、加工物の販売は、潟上市が第一に考えられるのか、また、従業員の皆さんからは、雇用体系がどうなるのかという不安の声もありました。

そのため、先般12月5日の初日の議会において、以上の点について質問した経緯がございます。そこで当局よりの答弁は、地産地消として市で収穫された農産物や魚介類、加工物の販売等は従来どおりであるとのこと、また、従業員の雇用においても、一人の漏れもなく対応するという力強いご答弁をいただいております。

ときには時代のニーズに合った民間活力を必要不可欠とすると思います。よって、議案第76号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定については、賛成の立場で討論とさせていただきます。皆様のご賛同を宜しくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林 悟） 次に、反対討論を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） なければ、賛成討論を求めます。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） 議案第76号、鞍掛沼3施設の指定管理者の指定について、賛成の立場から発言させていただきます。

本案について、まずは新聞発表により、これまで尽力された管理業者に対するの敬意が感じられない周知だったことは、少々強引なのではないかと考えさせられました。また、事業計画書から、とても魅力的な構想がうかがえる一方で、実現性についての不安と今後の予算措置などの懸念もあり、もう少し慎重に審査する必要はなかったのかと感じていたところです。

しかしながら、天王グリーンランド開業から25年が経過し、市外各地に魅力的な道の駅が増えたことで、3施設の今後については転換期となっていることも考えざるを得ない状況にあったと思います。選定委員会による審査で、地域資源を生かして新たな魅力を生み出し、施設の活性化が図られることが民間の力を利用することで期待できると評価されていることを鑑み、本市に新しい風がまき起こると同時に、地域活力の向上も図られることが期待できるのではないかと考えます。

歴史を重んじ、これまでの努力に感謝しながら、未来を見つめ前進すべきと考え、原案に賛成すべきと考えました。宜しくお願いします。

○議長（小林 悟） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。よって、この議案の採決は、原案についての可否について諮ることとなりますので、お間違いにならないようにしていただきたいと思います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立多数です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、ブルーメッセあきた関連4施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、潟上市都市公園等7施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第13号、陳情書 令和5年7月15日～16日にかけての大雨について（お願い）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、陳情第13号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第18号、あきたこまちRについての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 反対討論なしです。

これから賛成討論を行います。8番藤原典男議員。

○8番(藤原典男) 私は陳情第18号、あきたこまちRについての陳情書に対し、採択すべきという立場から討論いたします。

あきたこまちRについては、カドミウムをあまり吸収しない品種ということで県が改良を重ねてきました。コシヒカリに放射線を照射し、突然変異を起こさせたものに、こまちを7回育種したのですが、県内ではわずか2パーセントがカドミウム米が出ていると言われております。安全性にも県民からは不安の声があり、従来のかまちを食べたい、作りたいという声もあります。何と云っても、こまちRについての情報不足があります。新聞報道では、全県の議員にアンケートを取りましたが、68パーセントの議員の方が県民への情報提供、周知が足りないという結果が出ております。陳情は、県民への不安払拭、情報提供のために、全面切り替え時期を延期していただきたいというものです。私はこれに賛同し、陳情採択の賛成討論といたします。

○議長(小林 悟) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第18号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は、採択についてを諮ることになりますのでお間違えにならないようにいただきたいと思っております。

それでは、陳情第18号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立少数です。したがって、陳情第18号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

【予算決算特別委員長の報告】

○議長(小林 悟) 次に、予算特別委員長の報告を求めます。15番菅原龍太郎予算特別委員長。

○予算特別委員長(菅原龍太郎) 令和5年第4回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和5年12月13日、21日
2. 出席委員 菅原理恵子、鈴木壮二、藤原仁美、戸田俊樹、佐藤義久、澤井昭二郎、堀井克見、藤原典男、中川光博、菅原秀雄、石井和人、西村 武、鑑 仁志、伊勢 潤、佐藤敏雄、小林 悟、鈴木 司、菅原龍太郎
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長。
4. 書 記 議会事務局の石川さんをお願いしております。
5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）から議案第88号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを、先般12月13日に大綱質疑を行い、その後常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告いたしました。その経緯と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただきます。

本特別委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査をいたしました。

分科会では全ての審査を終了いたしましたので、本日21日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第83号から議案第88号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ただいま委員長から報告のありました議案第83号から議案第88号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第83号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）につい

て討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立多数です。したがって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、令和5年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、令和5年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、令和5年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

(案) について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、令和5年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林 悟) 起立多数です。したがって、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、令和5年度潟上市下水道事業会計補正予算(第3号)(案)について討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林 悟) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第32、議案第89号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)に

ついて】

○議長（小林 悟） 日程第32、議案第89号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第89号について当局より提案理由の説明を求めます。菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） それでは、議案第89号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

ピンクの表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

本条例（案）は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等により、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、出産する予定、または出産した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税のうち、産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するものでございます。具体的には、4、参考をご覧ください。単胎出産の場合は出産月の前月から出産2か月後の4か月相当分の所得割額と均等割額が減額となります。

なお、条例の施行日が令和6年1月1日ですので、令和5年度は11月以降に出産した場合が対象となり、11月出産の場合は令和6年1月相当分の所得割額と均等割額が減額となります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） この減額の方法については、私はいいなと、子育て世代応援のための施策だと思いますけれども、対象となる人数、それから合計の税額、もし計算されておりまして把握されておりましたらお願いします。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和5年度ベースで令和6年度分を試算した場合、現在の対象者数は10人で影響額は15万3,000円です。1人当たり約1万5,300円です。

今後の対象者数の見込みを令和4年度同期の実績3人と見込んだ場合、令和6年度は対象者数13人で影響額は約19万8,900円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（小林 悟） よろしいですか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） よくわかりましたけれども、これ周知の方法とか本人に直接問い合わせさせなくても、お知らせとかそういう方法はどのようにするんですか。

○議長（小林 悟） 菅生市民生活部長。

○市民生活部長（菅生 司） ただいまのご質問についてお答えいたします。

母子手帳をもらいにきたときにチラシを配付して周知することとしております。また、市のホームページでも周知いたします。

以上でございます。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

【日程第33、議案第90号 令和5年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）について】

○議長（小林 悟） 次に、日程第33、議案第90号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてを議題とします。

議案第90号について当局より提案理由の説明を求めます。千葉総務部長。

○総務部長（千葉秀樹） それでは、議案第90号、令和5年度潟上市一般会計補正予算（第10号）（案）についてご説明いたします。

説明資料の2ページをお開き願います。

予算規模は補正前の額168億9,662万5,000円に補正額1億911万1,000円を追加し、補正後の額を170億573万6,000円とするものでございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が9,628万9,000円、一般財源が1,282万2,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

次のページ、3ページをお願いいたします。

補正予算（案）の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受けている農業者や福祉施設への支援を行うため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業を実施するほか、国の補正予算成立による国土強靱化に係る公共事業等について計上しております。

I、物価高騰の影響を受ける農業者や福祉施設への支援の（1）障害者支援施設等物価高騰対策事業99万円は、物価高騰に伴う障害者施設等の負担軽減を図るため、市内の施設等に食材料費及び光熱費の一部を補助するものでございます。

（2）介護保険施設等物価高騰対策事業1,153万5,000円は、物価高騰に伴う介護保険施設等の負担軽減を図るため、市内の施設等に食材料費及び光熱費の一部を補助するものでございます。

（3）保育所等物価高騰対策事業57万8,000円は、物価高騰に伴う民間保育所等の負担軽減を図るため、市内の施設等に食材料費の一部を補助するものでございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

（4）営農継続支援事業1,467万1,000円は、エネルギー価格高騰の影響を受けた農業者に対して農業経営の維持を支援するため、光熱動力費の上昇分を補助するものでございます。

II、国土強靱化に係る公共事業の（1）ため池等整備事業38万3,000円は、越水などの災害を防止するため、老朽化が進む農業用ため池施設等を整備するものでございます。

（2）市道整備事業7,730万6,000円は、通学路の安全確保のため、市道二田追分線及び上北野線の改良及び舗装を行うものでございます。

次のページ、5ページには市道整備事業の位置図を掲載してございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

III、その他の（1）災害復旧工事364万8,000円は、12月16日から17日にかけての強風で図書館の屋根が剥離したため、復旧工事を行うものでございます。

このほか、繰越明許費の補正が2件、地方債の補正が2件でございます。

以上でございます。

○議長（小林 悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番 鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） 今、総務部長から説明ありましたが、4ページの一番上、これ1,467万1,000円とあるんだけど、これはただ農業者って書いてあるんだけど、

何名なのかと、そして、ただ大豆、米とか野菜って書いてあるけども、ただ人数は何も書いてないんですけど、人数何名なのでこういう金額が出たのか、ちょっとそこら辺のところ教えていただきたいと思います。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

対象となる農業者は800名を見込んでございます。各作物ごとに10アール当たりで使用する標準的な軽油、ガソリン、混合油、灯油、電気の量が算定されておりますので、それに昨年9月の時点と今年4月から11月までの平均価格とを比較し、上昇した分の単価を乗じて作物ごとに算定してございます。10アール当たり、水稻であれば460円、大豆であれば300円、ネギであれば670円、枝豆280円、花卉、お花ですが、施設の場合は2万2,940円、露地の場合は1万4,360円、果樹は950円ということで、各作物ごとの作付面積から乗じて全体の予算額を算定いたしました。

○議長（小林 悟） よろしいですか。鑑 仁志議員。

○14番（鑑 仁志） 今、部長の方から答弁あったけども、花卉の場合は2万2,940円と、それから1万4,360円ってあるんだけども、あまりにもこの差がありすぎるんでないかなと私は思うんですけども、そこら辺のところどういことですか。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問についてお答えいたします。

一般的な10アール当たり、花卉によっても若干異なりますけれども、暖房費等がやはり施設の方が露地栽培よりも相当かかりますので、このぐらいの金額差になってございます。

○議長（小林 悟） ほかに。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） これ、対象となる農家の方、みんなもらいたいと思うんですけども、申請によるものなのか、それとも自動的にこれ計算して振り込むものなのか、そこら辺お願いします。

○議長（小林 悟） 小野産業振部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金、申請していただく想定でおりますが、申請書等につきましては、対象となる方に全て個別に郵送することとしております。また、それでも見逃す方いらっしゃるかと思いますので、広報誌、ウェブサイト、それからJA等の関係機関、周知に努めてま

います。

○議長（小林 悟） ほかにございませんか。12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 市道整備事業について、予算およそ7,700万円となっていますけれども、これは国の補正予算が成立したから今ここに計上されているというものなんでしょうか。予算も結構高額になっています。これは本来であれば委員会で詳細な審査を必要とするものではないかと思いますが、その辺はどうお考えですか。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

石井議員のおっしゃるとおり、今回の経済対策で防災・安全交付金として補助金が支給されたものに対して事業を行うものでございます。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） 二田追分線ですけれども、ちょっとはっきりした期間はわかりませんが、数年前から工事進められて、今、ほぼ休工状態になっていると思いますけれども、この工事についてはいつ終了するとかそういった工程、工事の予定、わかっただら教えてもらいたいです。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

二田追分線につきましては、以前から、令和7年までに完成予定ということで事業の方を進めております。今回、要望に対して内示が半分ぐらいしか来てないんですけども、今後の補助金の来年度以降の付き方によっては延びるという可能性もあるかと思っております。

○議長（小林 悟） 12番石井和人議員。

○12番（石井和人） それでは、今後、工事完了するまで、どれくらいの予算を見積りしているのかお願いします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

計画当初、全体で約15億円ほどの事業費を見込んで事業の方を実施しております。現在、今回の工事も完了しますと10億円程度、工事の方をしているということですから、もう残り5億円弱ぐらいと見込んでおります。

以上です。

○議長（小林 悟） ほかに。10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 関連ですけれども、まず市の方からは上北野地内のいわゆる舗装工事についてということですが、それこそどのぐらいのスケジュールでもって進めていくのか、進め方として、あそこはかなりの交通量がありますので、そういう点をどのようにして進めていくのかが一点、それから、2つ目が、その上段にありますところの営農継続支援事業の関係ですが、農業関係はわかりますけれども、いつも思うんですが、漁業支援というものがなかなか出てこないなど、何か理由があるのかどうか。物価高騰という点では漁業者の方々も大変窮しているはずですので、その点も含めて当局の考え方なりお聞きします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり非常に狭い道路であるということですので、安全には細心の注意を払ってやっていくということは当然のことだと思います。今回、この工事につきましては、舗装工事を残すのみとなっておりますので、当然、バスも通るという路線ですので、警備員を配置して安全には注意してやっていくということになるかと思えます。

○議長（小林 悟） 小野産業振興部長。

○産業振興部長（小野貴宏） ただいまの2つ目のご質問にお答えいたします。

漁業者、あるいは商工事業者、全ての方が今般のエネルギー価格の高騰で非常に苦しい状況であると認識しておりますが、とりわけ農業者につきましては、春先に霜害を受けた梨をはじめ、7月に大雨の被害を受けた大豆、そして何より夏以降の高温により一等米比率が大幅に低下した水稻など、今年に限りましては多くの農作物の作柄が悪く、非常に厳しい農業経営を強いられていると。そういったことから、漁業者に対する支援を行わないというよりは、農業者に対する支援を今般新たに創設させていただいたと、そういった事情でございます。

○議長（小林 悟） 10番鈴木 司議員。

○10番（鈴木 司） 上北野の舗装の関係について理解しました。スケジュール的なものは、どの辺に置いているのか、その点についてひとつ宜しくお願ひします。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

上北野線のこれからのスケジュールということですが、今年度中、3月までには契約の方を済ませて、予定ですが8月の下旬頃までには完成したいと考えております。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） 同僚議員からもいろいろ質問ありましたが、市道の整備事業についてお尋ねします。

今回7,700万余りが予算計上されました。国の補正が決まって、それによって地方に配分されたと、国土強靱化とあって様々なネーミング付いてますけれども。この7,700万、さっき部長も答弁したけれども、潟上市としては出戸新町の道路、あるいは北野の道路も含めて、どれぐらい道路整備費のために必要だということに要望出してあったのか。ほぼ半分ぐらいより来なかったということでした。市としては、どれぐらい必要で見込んで、そして国の方にそういう要請をしたのかということ、一点。結果、半分と、抽象的な表現ですが、何ぼ来たのか。何ぼ来たのか。7,700万のうちの幾らなのか。満部来なかったということとあわせて、恐らく全て国の財源を当て込んで道路整備事業というのはできるはずもないし、必ず自主財源というものを応分に当て込んでいかないと7,700万というのが仕上がってこないだろう私はそう推測してます。ですから、その内容がどうなっているのか詳細にお答えいただきたい。

あわせて、7,700万とはなから言ってますけれども、事業は二田追分線と上北野線という全く別の事業ですから、舗装と拡幅なのか、用売なのか、そこら全くわからないので、追加提案ということで、今日で終わりのときにこういうふうにはべろっと出されたときに、まさにピンク資料来てもだすな、朝ここへ来たときにあるということで、間髪入れねで議長が開会宣言する。ですから、やっぱりこれはいかがなものかと。場合によっては、繰越明許をして、来年の3月頃発注して、年度内だ、完成は8月、9月という今、話あるとすればだよ、3月定例会でもって新年度予算計上と同時に最後の補正予算を提案する機会だつてあるわけですから、だとすれば、先ほど同僚議員があったように所管の委員会だとかできちっともめる、議会側として審査できる、そういうステージが上がるわけですよ。もうこのぎりぎりのときに、誰考えたって、道路整備なんていうのは、この降雪地帯の秋田の潟上の出戸追分でできるはずもないのに、なぜね、去年もそうでした。今年もまた来た。簡単に7,700万つたつてね、これ借金もするでしょう、恐らく今答弁くるでしょうけど。だとすれば、そこらはね議決機関である我々議会と議

員に、きちっとわかるように事前に説明しなきゃならないもんじゃないですか。はっきり言って初めてあったのは昨日の議会運営委員会開いて初めて、しかしかこうですよということを我々は知るより余地がないわけですよ。立場逆なれば、これで納得するもんですか、当局。仕事のかわりにあなた方はやってるでしょうから、内々に積み上げてここまできているでしょうけれども、やっぱり私ども議会側の方に、きちっとやってやらないと、何でニヤニヤしてるんだ、人が質問してるときに、市長と総務部長。私の質問が、何、あなた方からいくと、何、おかしいっていうこと。真剣にこっちはやっぱりね、わからなくて問うてるのに、何回も後ろ見てニヤニヤ、ニヤニヤしてね、この神聖な議場でね、前にも言ったけれども、それでいいんですか。いずれにして、今、伺ったところ、きちっと答弁してください。

○議長（小林 悟） 畠山建設部長。

○建設部長（畠山 修） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの方で要求した金額としましては、事業費ベースで1億4,200万円を要望いたしましたけれども、実際には事業費ベースで7,630万6,000円が内示額として来たということでございます。事業費の内訳ですけれども、全体で単独事業費を足しまして7,730万6,000円と。そのうち国庫支出金が4,574万5,000円、地方債が3,050万円、一般財源が106万1,000円という内訳になっております。

この工事につきましても、今年度中に発注をいたしまして、春になってから工事の方を始めていくということでございます。

○議長（小林 悟） 7番堀井克見議員。

○7番（堀井克見） こういうふうにして財源内訳だとか国に対する要望出したと。結果的に1億4,000万やって7,000万、ざっくり半分ぐらい認められたと。そして、そのまた三千何十万は起債という形で、自主財源でもって手当てしていくと。やっぱりこういうことは最初から提案理由の説明するときに、きちっと私ども議会の方に、議員の方に説明しないと、わからないことですよ。そして、例えば今、同僚議員から質問あったとおり、いつから工事始まって、残りの、例えば令和7年度なら7年までどれぐらいの工事かかって、そういう一つのシミュレーションというか流れを時系列にきちっと出す、場合によっては。そうして初めて私どももそれを確認しながら質疑できると、議員として、そういうことなんですよね。だから、私、物分かり悪いせいかわかりませんが、40年以上やっててもやっぱりわからないところ多々ありますので、そこらは普通に、やっ

ぱりあなた方提案する側として、きちっと我々に事前に説明をする。もうさっさとね、追加提案されていくということは、やっぱり甚だね、私どもにしては理解し難いところもあるの、実際。聞いてみてある程度わかりましたけども。例えば上出戸の道路なんて、去年、おとしからかな、ずっとあの工事の標識っていえばいいのか立ってて、工事の看板も立ってで、業者の。出戸新町もしかり。四季折々の関係もなく工事やられてて、木切ってみたり、拡幅してみたり、やってるわけだ。その都度その都度、何千万という予算計上されて、どっからどこまでが区切りで、どっからどこまでの入札なのか。15億全体が、もうAならAって決まってるのか。恐らくそうではないと思う、単年度決算という原理原則からいくと。だとすれば、それはその都度その都度、一つのルールに基づいて入札して、そして業者が決まって、そしていついつまでという工期があってやってるはずだ。ところが、当局の方の管理する側はわかるでしょうが、地域の住民も我々市民側から見ても、ほとんど皆目わからない。皆目わからない。やっぱりそれはね、議員としてちょっと厳しすぎると言われるかもしれませんが、やっぱりそういうことはきちっと開示していくような姿勢、これがやっぱり今様の当局の在り方だと思いますよ。確かに今日も10対6とか10対7とかで賛成多数では可決されておりますけれども、議場というのはやっぱりそんなに安直なことでもないし、軽いところでもないはずだ。議決得なくて、1円たりとも執行権が発生しないわけですから、まさに二元代表制、地方自治法で定められている我々議決機関の立場というものを真剣に考えていただいて、わけでもね議員が質問しているときに、あなた方から見ればあほに見えるかもしれませんが、ニヤニヤニヤニヤして市長が後ろ向く、ナンバーズリーと言ってもいい総務部長がそれに答える、これ何ですか、この姿。これ全国、世界に発信されてますよ、この議場。はっきり言ってね、私はおごりを禁じ得ない。いずれにして部長の説明は、そこそこわかりました。今後、全体を含めて、私どもも問うものは問うていきますから、あなた方も襟を正してやってくださいよ。猛省をせいとは言わないけれども、反省すべきは反省して、真剣に渡り合いましょう。どうですか。いずれにして、答弁はいらなくても、そういう心境に至った。いわゆる残念な、今のこのやり取りの中で心境に至って、そして今、発言に及んでいると、こういうことですので、二度と再びないようにしていただきたいということを申し上げて質問は終わります。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） この市道に関わる国からの交付金があるということで、このような

工事をされるわけですが、昨日の議運にこれがかかって、今日の本会議に上程をされるということについては、議運で認めたわけですからよかろうと思いますが、昨年もこのような形で1億7,600万の補正をしたと。サンタクロースが来たんじゃないかと、そういう発言まで私してるわけですよ。ですから、こういう金額の大きいものというのは、当然やっぱり予算の規模によっては、当然臨時会を開催するなり、予算委員会にかけるなり、詳細にわたった説明を求められるのが当然当局はあると思って説明していただければよいけれども、詳細にわたって聞かなければ予算の内訳並びに工事の内容等については報告されないというのは非常に残念なわけです。また来年なれば、鬼が笑うけれども、こういうことをしているでしょう。しないとは言えないわけですよ、毎年やってるんですから。そのたんに我々は、そうじゃなくてこうしてほしいという要望を出しているんです。市民からの理解を得るためにお願いしているわけですから、その辺を来年は是非酌んでいただきたいと思って、答弁はいりません。宜しくお願いします。

○議長（小林 悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林 悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林 悟） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第4回潟上市議会定例会を閉会します。

皆様方には、健康に留意されまして、良いお年をお迎えください。

これで終わります。ご苦労様でした。

午後 4時15分 閉会

令和5年12月5日から令和5年12月21日まで開催した
第4回定例会における会議録の原本に相違ありません。

令和6年12月26日

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 小 林 悟

〃 署名議員 西 村 武

〃 署名議員 鏡 仁 志